

印西市避難行動要支援者避難支援計画



令和2年4月

印西市

【目次】

はじめに	1
第1章 基本的な考え方	2
1 計画の目的	2
2 計画の位置づけ	2
第2章 支援の対象者等	3
1 支援の対象者の把握等	3
2 避難支援等関係者	5
3 推進体制	5
第3章 避難行動要支援者名簿の作成・管理	7
1 避難行動要支援者名簿の作成	7
2 避難行動要支援者名簿の更新と情報共有	8
第4章 個別計画の作成・管理	10
1 個別計画の作成目的	10
2 個別計画の作成方法	10
3 個別計画の共有・管理	11
4 個別計画の確認・修正	11
第5章 日ごろの備え	12
1 情報伝達体制の整備	12
2 避難支援体制の整備	12
第6章 災害発生時の対応	14
1 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施	14
2 避難支援の実施	14
3 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援	14
第7章 避難所等における避難支援	16
1 避難所における支援	16
2 福祉避難所の確保	16
第8章 風水害対策	17
1 市内河川の現況	17
2 近年の風水害等	17
3 水防体制	17
4 避難支援	17
5 土砂災害における対応	21
6 普及・啓発	21

資料	2 2
1 避難行動要支援者名簿の様式例	2 3
2 同意を得るための様式例	2 3
3 同意を取り下げる場合の様式例	2 4
4 名簿受領書兼誓約書の様式例	2 5
5 個別計画の様式例	2 6
6 指定避難場所	2 8
7 特別避難所（指定緊急避難場所・指定避難場所）	2 9
8 市が指定する一時避難場所（指定緊急避難場所）	3 0
9 災害対策基本法（抜粋）	3 1

はじめに

近年、全国的に多発する自然災害における犠牲者の多くは、高齢者や障がい者であり、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち、65歳以上の高齢者が約6割を占め、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍を上回り、また、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名に上るなど、多数の支援者も犠牲となりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、国では、平成25年6月に災害対策基本法を改正するとともに、これまでの「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を全面的に改定し、同年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定しました。この中で、市町村長は、当該市町村に居住する避難行動要支援者の把握に努めること及び避難の支援、安否の確認等を行うための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成することが義務付けられました。

市では、平成20年8月、印西市災害時等要援護者支援制度に関する要綱を定め、「災害時等要援護者支援制度」を整備してきました。その後、平成23年4月に同要綱を印西市災害時等要援護者避難支援計画へ移行し、要援護者の避難支援対策の基本的な考え方を明らかにして安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進してきました。

今回、東日本大震災の教訓と国の方針等に基づき、地域住民と地域の組織・団体等による避難支援体制の構築に向けて、平成23年3月に策定した印西市災害時等要援護者避難支援計画を見直し、新たに「印西市避難行動要支援者支援計画」を策定しました。

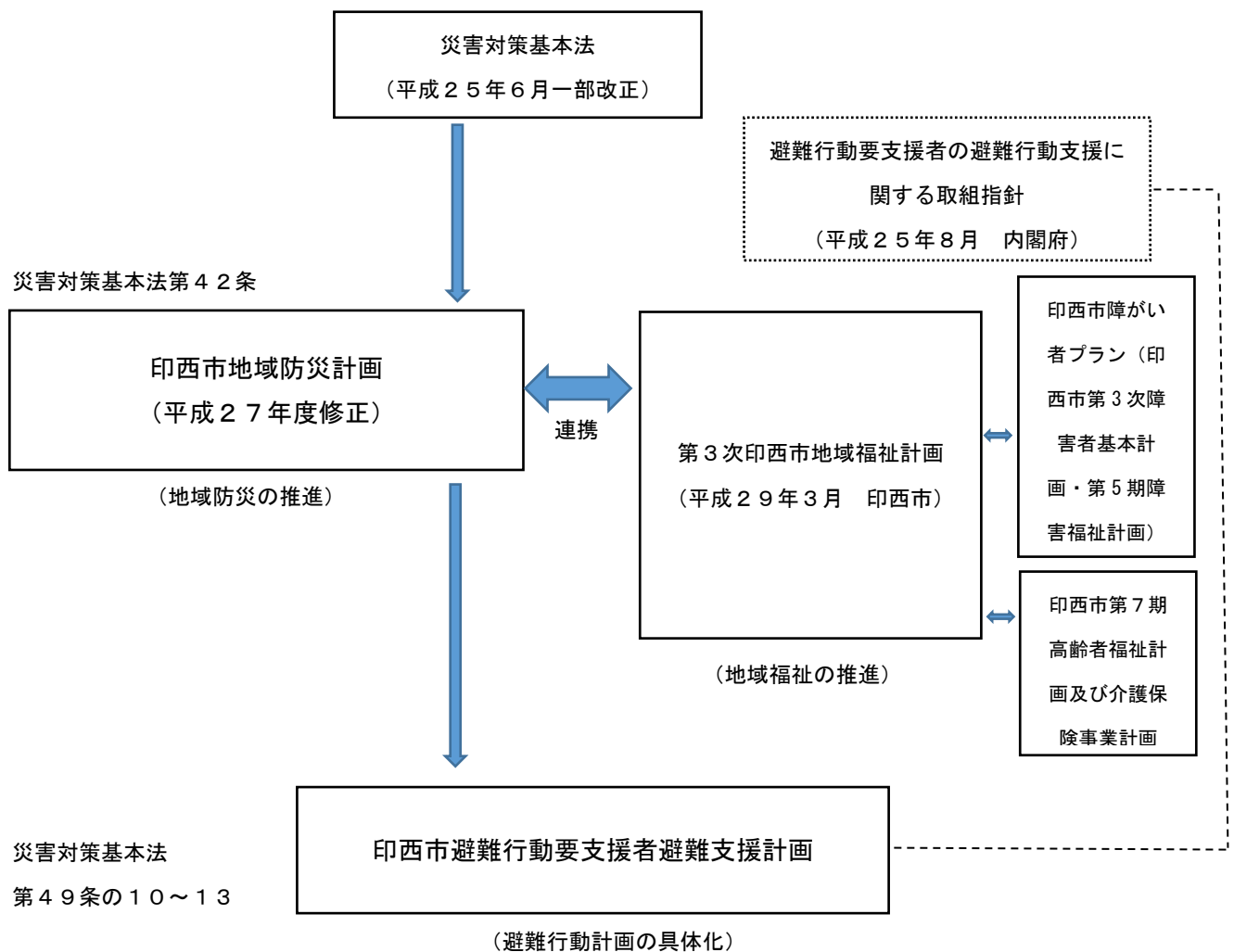
第1章 基本的な考え方

1 計画の目的

この計画は、印西市地域防災計画に基づき、市域に係る地震、風水害及びその他の災害発生時における要配慮者（次ページ参照）への支援を適切かつ円滑に実施するため、支援対策の基本的な進め方を明らかにしたものであり、要配慮者の自助、地域の共助を基本とした避難支援体制の整備を図ることを目的としています。

2 計画の位置づけ

本市における災害対策の全体は、災害対策基本法（以下「法」という。）第42条に基づき、地域防災計画に定められている。本計画は、そのうちの避難行動要支援者の支援対策として、避難行動要支援者名簿の作成や避難時の支援等について具体化したものです。



第2章 支援の対象者等

1 支援の対象者の把握等

(1) 要配慮者

要配慮者とは、災害が発生した際に、必要となる情報を的確に把握し、災害から身を守るために安全な場所に避難するなど、適切な避難行動をとることが困難な人や避難所での避難生活に一定の配慮及び支援が必要な人をいいます。

市では、要配慮者を次のとおりとします。

高齢者：ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯、要介護高齢者 など

障がい者：視覚・聴覚・言語・肢体不自由・内部障害、知的障害、精神障害など

状況によって配慮が必要となる者：乳幼児、妊婦、外国人 など

《参考》

市内の要配慮者数 令和2年3月31日現在（重複している場合あり）

①高齢者のみ世帯（75歳以上）	4,896世帯
（うち、ひとり暮らし世帯	2,743世帯）
②介護認定者（要介護1～5）	2,277人
③介護認定者（要支援1～2）	824人
④障がい者（各種手帳保持者等）	2,197人
⑤3歳までの乳幼児	3,256人
⑥妊婦（妊娠届）	565人
⑦外国人	2,394人

災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き 平成28年3月千葉県

【災害時における要配慮者が抱える災害時の支障】

災害時に要配慮者が抱える災害時の支障については概ね次のように大別できます。

要配慮者が被災した際に必要とする支援は、それぞれ抱える事情により異なりますが、要配慮者は、これらの支障を重複して被りやすく、被災したことにより、潜在的に持っている支障が増幅される場合も見られるなど、一般の人々に比べて災害による被害を多く受けがちになります。

支障の要因	具体的な支障
情報支障	<ul style="list-style-type: none">・自分の身に災害が差し迫っても、それを察知する能力が無いか、困難である。・自分の身に災害が差し迫っても、それを察知して適切な対応を取ることができないか、困難である。・危険を知らせる情報を受け取ることが出来ないか、困難である。・危険を知らせる情報を理解したり判断する能力が無いか、困難である。

危険回避行動支障	<ul style="list-style-type: none"> ・瞬発力に欠けるため危険回避が遅れ、倒れた家具などから身を守れない。 ・風水害時の強風や濁流等に抗することができない。 ・危険回避しようとあわてて行動することで、逆に死傷してしまう。
移動行動支障	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した道路の段差、冠水などにより、移動が困難になる。 ・移動が困難なため、日常の移動行動が困難になる。 ・独自の補助具などが入手しにくいことにより、移動が困難になる。 ・自宅の被害により、自宅内での移動が困難になる。 ・地理に不案内で、どこになにがあるかが分からない。 ・標識などの意味を理解することができない。
生活支障	<ul style="list-style-type: none"> ・薬や医療器具、機器がないと生命・生活の維持が難しい。 ・避難所がバリアフリー化されていないと、生活に困難が生ずる。 ・周囲との会話ができず、生活上の基本的な情報を得にくいいため、生活に困難が生じる。
適応支障	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的障害による不安定な状態が被災により増幅される。 ・日常生活の変化への適応能力が不足しており、回復が遅い。 ・他者とのコミュニケーション能力に欠け、避難所での共同生活を送ることが困難である。 ・感染症等への適応力が弱く、避難所で病気にかかることが多い。

(2) 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生した際に自力で避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難をするために、特に支援が必要な在宅の人をいいます。

在宅ではなく、福祉施設や介護施設への入所、医療機関への入院をしている人は、当該施設内で日常的な支援を受けることができることから、在宅の人を対象としています。

市では、避難行動要支援者の要件を次のとおりとし、避難行動要支援者名簿を作成します。

【避難行動要支援者の要件】

- ①世帯全員が75歳以上の高齢者（ひとり暮らし含む。）
- ②要介護度3、4、5の要介護認定者
- ③身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓機能障害のみで該当する者は除く。）
- ④療育手帳を所持する知的障害者
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ⑥上記のほか、相当の支援を必要とする者

2 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、災害が発生した際に、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、避難所での生活支援等に携わる関係者及び関係機関をいいます。

市では、次の関係者を想定しています。

- (1) 印西地区消防組合
- (2) 印西警察署
- (3) 民生委員
- (4) 印西市社会福祉協議会
- (5) 自主防災組織等

3 推進体制

(1) 避難行動支援担当者

避難行動要支援者の支援業務に関して、庁内の各所属間の調整を図りながら、避難行動要支援者対策を推進するため、避難行動支援担当者（以下「支援担当者という。）を置くものとし、支援担当者は各所属長が指名します。

○支援担当課

- ・社会福祉課
- ・高齢者福祉課
- ・障がい福祉課
- ・子育て支援課
- ・健康増進課
- ・防災課
- ・その他避難行動要支援者の支援に係る関係課

(2) 避難行動支援者連絡会議の設置

避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、避難行動要支援者連絡会議を設置します。

会議は支援担当者で構成し、以下を検討します。

- ・避難行動要支援者支援制度の運用・見直しに関すること
- ・避難行動要支援者支援制度の啓発に関すること
- ・避難行動要支援者個別支援計画の作成支援に関すること
- ・災害時における避難行動要支援者の支援体制に関すること

(3) 避難行動要支援者支援班の設置

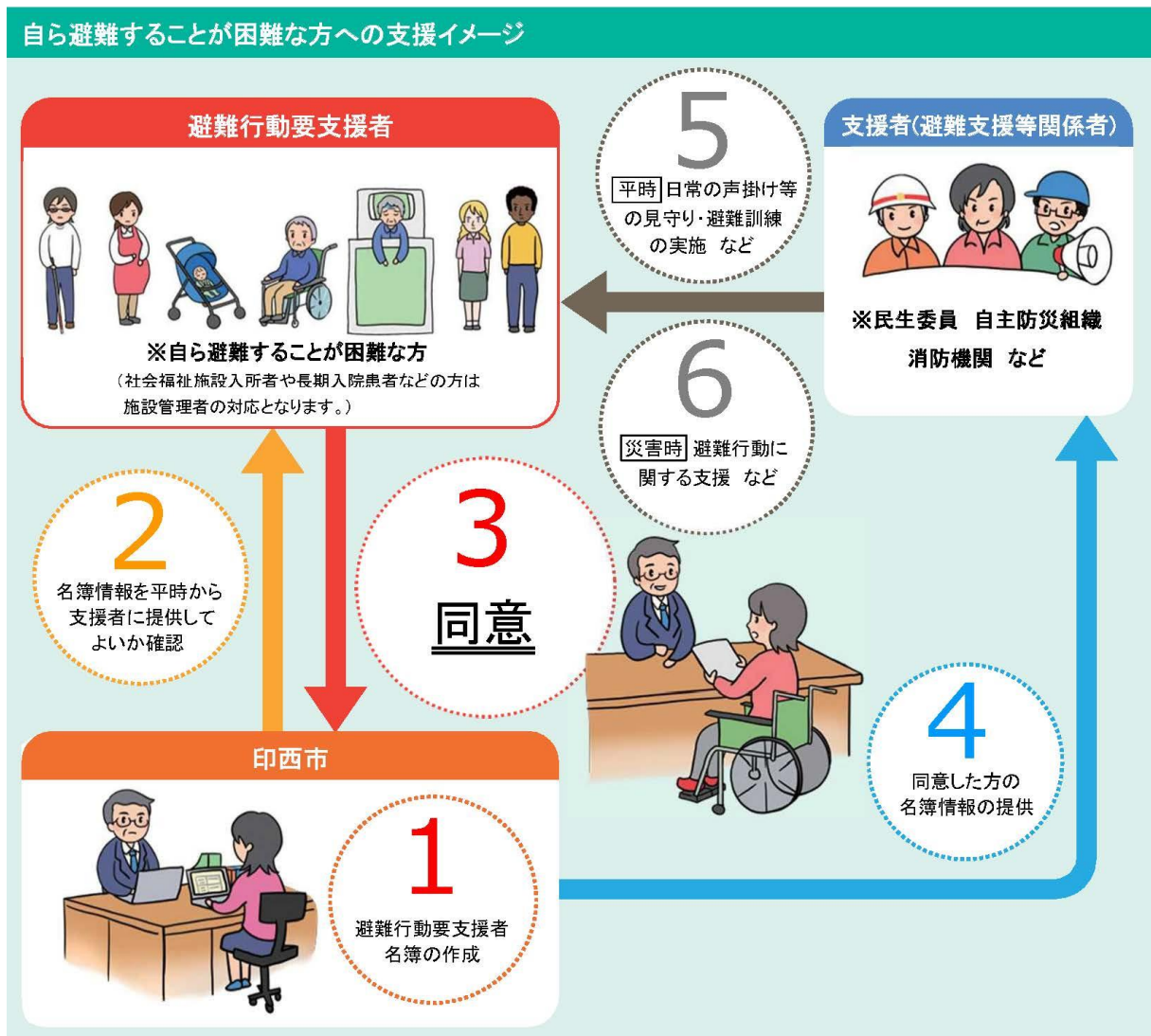
災害が発生し、又はそのおそれが高まったときは、避難行動要支援者の支援を円滑に実施するため、災害対策本部福祉班内に避難行動要支援者支援班を設置し、避難支援等関係者と連携を図り、安否確認、情報収集、福祉避難所との連絡調整等を行います。

(4) 避難行動要支援者避難支援ネットワーク

大規模な災害が発生し、ライフラインが寸断された場合には、家族や近隣、地域住民など互いの助け合いや、支えあいによる避難支援が行われることが最も重要ですが、混乱時においては、近隣や地域などの支援体制も十分に機能せず、要配慮者への支援が十分に行われない状況となることが考えられます。

そこで、自主防災組織等の地域毎に平常時から顔を合わすおつきあいの大切さを認識し、日ごろからの見守りを含め、災害時には可能な限りの情報伝達、安否確認を含めて行う避難行動要支援者避難支援ネットワークを推進します。

図 自ら避難することが困難な方への支援イメージ



第3章 避難行動要支援者名簿の作成・管理

1 避難行動要支援者名簿の作成

災害発生時において、避難行動要支援者に対する安否確認や避難支援、避難所等での生活支援を的確に行うため、市は、個人情報の保護に留意しながら地域防災計画に基づき、避難支援を要する者の名簿を作成します。

(1) 要支援者名簿作成・管理に関する庁内関係課の分担

庁内関係課が協力して作成し、紙媒体と電子データで管理します。

社会福祉課は各担当課で作成した名簿を取りまとめ、管理の事務局となります。

避難行動要支援者の種別	担当課
世帯全員が75歳以上の高齢者（ひとり暮らし含む。）	高齢者福祉課 （市民課）
要介護度3、4、5の要介護認定者	高齢者福祉課
身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する 身体障害者（心臓機能障害のみで該当する者は除く。）	障がい福祉課
療育手帳を所持する知的障害者	
精神障害者保健福祉手帳1級所持者	
上記のほか、相当の支援を必要とする者	社会福祉課

※電子データは避難所別に検索できるようにします。

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載します。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦上記のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては、行政機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿を活用することが可能となるよう、市は、避難行動支援者名簿のバックアップ体制の構築に努めます。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を管理する体制を整備します。

(4) 情報の適正管理

市は、印西市個人情報保護条例等に基づき、個人情報の適正な管理に努めます。

(5) 避難行動支援者名簿の種類

ア 避難行動要支援者対象者名簿（以下「対象者名簿」という。）

市は、災害発生時の避難の支援、安否確認等に活用するため、避難行動要支援者の同意に関係なく、基準日において避難行動要支援者対象要件に該当する人を登録した対象者名簿を庁内関係課で共有します。

イ 避難行動要支援者同意者名簿（以下「同意者名簿」という。）

対象者名簿登録者のうち、平常時からの避難支援体制づくりに活用するため、名簿情報を外部に提供することに同意した避難行動要支援者のみの名簿を作成します。

また、同意者名簿をその地域の自主防災組織等の避難支援等関係者に提供する場合、平常時から自主的な支え合いの取り組みを行うことをあらかじめ役員会等で決定するなど共通認識を持った上で、名簿受領書兼誓約書を市に提出してもらいます。

同意者名簿の提出先

①印西地区消防組合

②印西警察署

③同意者名簿の管理等について、事故・漏えいの防止などを遵守していただくことを前提に誓約書を提出した避難支援等関係者

2 避難行動要支援者名簿の更新と情報共有

市は、名簿情報の更新を原則1年に1回行います。

また、平常時において、次のように情報を共有します。

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

ア 避難行動要支援者名簿の更新

市は、住民の転入・転出、死亡、介護認定、身体障害者手帳等の事務及び市関係部署が収集した情報を基に、対象者名簿を毎年1回9月1日の防災の日を基準日として更新し、名簿情報を最新に保ちます。

イ 市は、新たに避難行動要支援者に該当する者に対し、制度の趣旨及び避難支援等関係者への名簿情報提供について意思を確認します。

(2) 情報の共有

ア 市は、対象者名簿の更新情報を庁内関係課の間で共有するとともに、同意者名簿についても避難支援等関係者に更新した情報を提供します。

イ 市は、避難行動要支援者の転居や死亡、長期入院や社会福祉施設等への長期入所が確認された場合は、対象者名簿から削除し、同意者名簿についても削除された旨を避難支援等関係者に周知します。

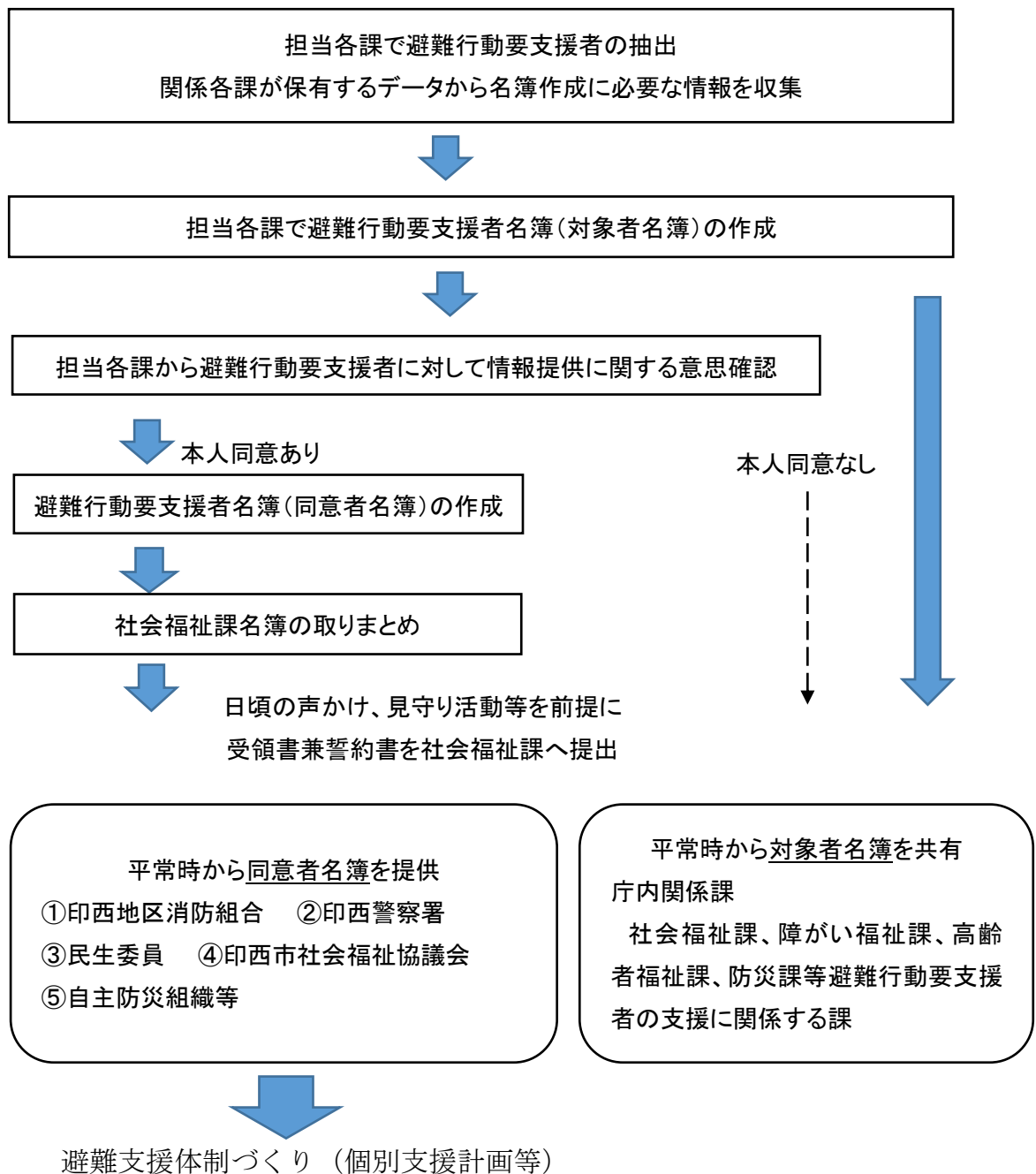
ウ 名簿提供の同意者の受け付けは担当各課で随時行い、同意者名簿の避難支援等関係者への提供は年1回10月に、該当者の居住する区域の避難支援等関

係者へ情報提供します。更新された名簿は、前年度に提供した名簿と引き換えます。

(3) 名簿の取り扱い

避難支援等関係者は、市から提供された名簿情報の適正な管理を行うとともに、その取扱いについては細心の注意を払いながら、平常時から情報伝達手段や避難支援等について確認し、避難行動要支援者が住んでいる地域の避難支援者の確保や避難支援訓練等を通じて、円滑な避難支援が行えるよう努めます。

図 避難行動要支援者名簿の作成と提供の流れ



※災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意の有無に関わらず、対象者名簿を安否確認や避難支援に活用します。

第4章 個別支援計画の作成・管理

1 個別支援計画の作成目的

災害発生時や災害の可能性が高まった際には、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施しなければなりません。そのためには、避難支援を要する一人ひとりについて、誰が支援し、どこの避難場所等へ、どんな方法で避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。

市では、平常時から地域の助け合い活動を行うことを前提に誓約書を提出してもらった避難支援等関係者と共に、個別計画の作成に取り組みます。

2 個別計画の作成方法

(1) 個別計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する基本的な情報を避難支援等関係者の実際の避難支援に携わる関係者と共有した上で、避難行動要支援者（本人の意思表示が困難な場合はその家族等）と避難支援等関係者を中心に話し合いながら作成することを指導します。

(2) 個別計画の内容

個別計画は、次の具体的な支援方法について話し合っ決めて決めます。

- ①災害発生時に避難支援等を行う人（避難支援者）
- ②避難支援等の方法や避難経路、避難場所
- ③避難支援等を行うに当たっての留意点（情報伝達、避難誘導等）
- ④本人が不在で連絡が取れない時の対応（緊急連絡先等）
- ⑤その他、要支援者の身体的特性等により必要と考えられる事項

(3) 避難支援者（地域住民）の確保

ア 避難支援等関係者は、避難行動要支援者に避難情報を伝えたり安否確認や避難場所等まで誘導したりする避難支援者を可能な限り隣近所から探し、協力を求めます。

協力を求める場合は、その時の状況や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うものとし、避難支援に当たっては避難支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる旨を説明します。

イ 避難支援者の不在や避難支援者自身の被災あるいは一人では支援ができない場合を想定し、可能な範囲で避難行動要支援者一人に対して複数の避難支援者を定めます。

(4) 個別計画の提出

避難支援等関係者は、作成した個別計画を市に提出します。

3 個別計画の共有・管理

(1) 個別計画の共有の範囲

個別計画の原本は市が保管し、写しを避難行動要支援者、避難支援者、避難支援等関係者の間で共有します。

(2) 個別計画の適正管理

個別計画を保管する者は、避難支援の目的以外に個別計画を使用することはできません。また、共有により知り得た情報及び支援上知り得た個人の秘密を守らなければなりません。支援する役割を離れた場合も同様とします。

4 個別計画の確認・修正

避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難支援ができるよう、互いに個別計画の内容について事前に確認します。また、避難支援等関係者は、避難行動要支援者に確認し内容に変更がある場合や本人等からの申出があった場合は修正し、正しい情報に更新します。

第5章 日頃の備え

1 情報伝達体制の整備

市は、災害時に避難行動要支援者の避難を迅速に行うためには、気象庁が発表する気象情報や市からの避難準備・勧告・指示等の避難情報を的確に伝達する必要があります。

そこで、次の情報伝達手段を使って伝達することを基本とします。

- ①市防災行政無線（同報系）
- ②広報車
- ③市防災メール
- ④報道機関（新聞、テレビなど）
- ⑤Lアラート
- ⑥その他（ホームページ、エリアメール、緊急速報メール及びSNS等）

また、発令された避難情報が避難行動要支援者を含めた市民に確実に届くよう、電話やFAXによる連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進します。

2 避難支援体制の整備

（1）避難行動要支援者及び市民への周知

避難行動要支援者避難支援制度の周知は、避難行動要支援者に対しては、市広報や市ホームページをはじめ、本人や家族と接点の深い事業者等に協力を呼びかけ、事業者等からの制度の説明や意思確認についての周知協力を依頼します。

さらに、広く市民に制度を理解していただけるよう、わかりやすい制度パンフレットの配布や避難支援者（地域住民）の登録呼びかけなどを通じて、地域での支援や日頃の助け合いへの理解促進を図ります。

（2）避難支援等関係者への周知

本制度の普及にあたっては、避難支援等関係者が顔を合わせ、避難要支援者の存在を把握し、支援体制の整備の必要性を共有するとともに、地域特性に応じた周知を図ります。

市は、地域ごとに自主防災組織や民生委員等の避難支援等関係者に対し、制度についての説明の他、地域での今後の取組について話し合う機会を設けていきます。また、同意者名簿を受領した自主防災組織等が主体となった地域での支援体制づくりを支援します。

（3）平常時における支援体制づくり

避難支援等関係者は、災害時の避難支援だけでなく、普段から見守りや声かけを積極的に行い、避難行動要支援者と支援方法について十分に話し合っ信頼関係を深めておくことが大切です。

その際、防災に関する取組だけでなく、避難行動要支援者が地域社会で孤立し

ないよう、地域行事への参加を呼びかけたり、地域に溶け込める環境づくりに努めることや避難支援者（地域住民）を確保する取組も必要です。

また、大規模な災害が発生したときは、避難支援をする側の者が被災者となる可能性があり、支援活動ができないことも想定されます。このため、地域による支援活動は義務や責任を伴うものではないことを、避難行動要支援者も含め、関係するすべての方々が理解することが必要です。

（４）防災訓練の実施

地域で実施される防災訓練において、避難行動要支援者と避難支援者の両者が参加し、作成した個別計画の避難支援等が、実施に機能するかを点検することは非常に重要なことです。

避難行動要支援者が訓練に参加することにより、地域の避難支援者が車いすの操作などを実際に体験でき、避難行動要支援者についての理解も深まります。

特に、防災訓練の際に生じた課題等について再度検証し、個別計画を見直すことにより、実践的な避難支援体制の構築に繋がります。

（５）社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、避難行動要支援者の受入れや移動支援などの避難支援体制の整備に努め、避難準備・高齢者等避難開始などの避難情報の発令の際には、迅速・確実な避難支援を行うものとします。

（６）避難行動要支援者（本人・家族）の取組

ア 日頃から隣近所や身近な人たちとコミュニケーションをとるように努めます。

イ 地域の防災訓練や地域の行事などに参加するなど、自分のことを知ってもらうように努めます。

ウ 地震で家具が倒れないように固定します。

エ 避難する廊下や出入り口に物を置かないようにします。

オ 自分の所在を知らせる笛、普段使っている医療器具、薬、必要な生活用品を事前に準備します。

カ 大雨や地震など災害情報を入手するために、必要な機器（ラジオ、携帯電話等）を準備します。

キ 自分でできること、できないこと、災害時にしてほしい支援内容を避難支援者や地域の人に伝えておきます。

ク 避難生活で必要となる飲料水（１人１日３リットルを目安として、最低３日分、できれば７日以上）や食料（最低３日分、できれば７日以上）の備蓄、救急用品等の非常持出品の準備をします。

第6章 災害発生時の対応

1 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施

- (1) 災害が発生した場合、避難支援等関係者は、まず自分や家族の身の安全を確保した上で、避難行動要支援者の支援に向かいます。情報伝達及び安否確認、さらには救護・避難誘導といった支援を状況に応じて円滑かつ迅速に行います。
- (2) 避難支援等関係者は、市からの防災行政無線、防災メール及び地域で入手した避難情報を避難行動要支援者に伝達します。その際、訪問、電話、ファクシミリなど、避難行動要支援者の特性に応じた手段により行います。
- (3) 避難支援等関係者は、避難情報を伝達する際に、安否確認を行います。その際、避難行動要支援者自身や居住家屋の被害状況を把握し、避難の必要があるかどうかを考え適切な支援を行います。

2 避難支援の実施

- (1) 避難支援等関係者は、避難が必要と判断したときは個別計画に基づき、避難支援を行います。ただし、無理な状況での避難支援は、むしろ被害を増大させる場合があります。人手が足りない場合には、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応を行います。

また、倒壊又はそのおそれがある家屋に取り残された場合など、避難支援等関係者による支援が困難あるいは危険と判断される場合には、二次災害を避ける上でも無理な活動は行わず、市又は消防署又は警察署等の防災関係機関へ救助の要請を行います。

- (2) 市は、地域事情等により避難行動要支援者が避難支援を受けられない場合や避難支援等関係者が何らかの理由により避難支援を行えない場合などに備え、災害対策本部において避難支援要請等に対応するなど、避難支援体制を整えます。

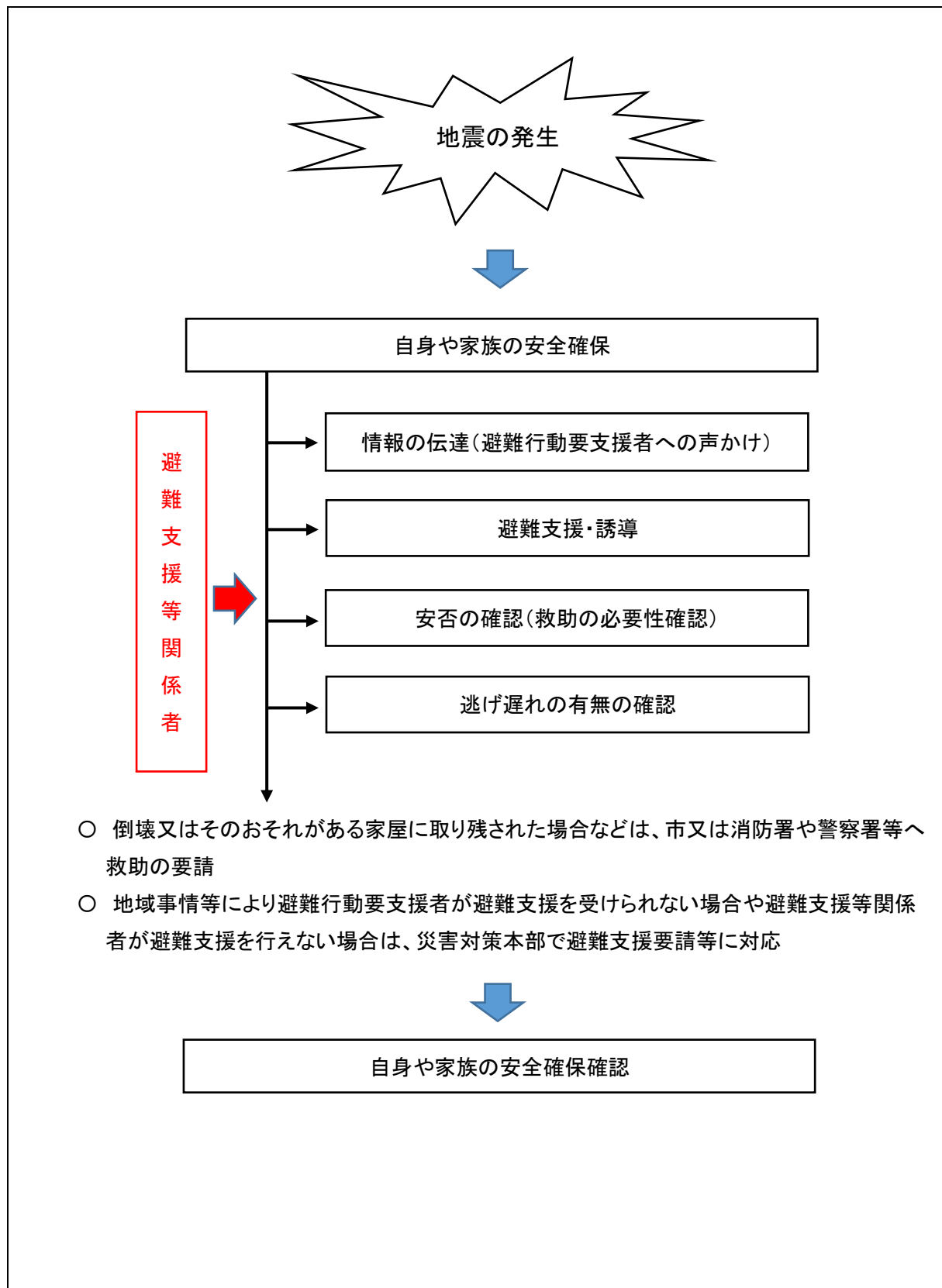
3 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する必要があると判断した場合は、本人の同意の有無に関わらず、対象者名簿を安否確認や避難支援に活用します。

名簿情報提供の判断は、災害対策本部で行い、災害対策本部福祉班の指揮者が名簿作成関係各課を招集し、各避難所への名簿の引き渡しに出向きます。



図 地域での支援の基本的な流れ【地震の場合】



第7章 避難所等における支援体制

1 避難所における支援

避難行動要支援者にとって避難所での生活は、生活環境の急激な変化となるため、様々な配慮が必要となります。

市は、避難行動要支援者の避難所生活を支援するため、避難所運営委員会等と協力しながら次のような環境整備を進めていきます。

(1) 名簿情報の引継ぎ

市は、指定避難所において名簿情報が避難後の生活支援に活用できるよう、避難所運営委員会等へ適切に引き継ぎます。

(2) 避難行動要支援者への支援

ア 地域防災計画で指定する避難所について、避難行動要支援者の利用に配慮し、バリアフリー化など、施設の整備改善に努めます。また、バリアフリー化されていない施設については、スロープ等の段差解消設備の整備や高齢者、障がい者及び女性等への配慮に努めます。

イ 指定避難所における避難行動要支援者のスペースについて、可能な限り少人数部屋の確保に努めます。

ウ 情報提供にあたっては、避難行動要支援者の特性や状態に応じて、紙媒体や音声・文字・手話など様々な伝達方法を工夫するよう努めます。

エ 心身の健康管理や生活リズムを取り戻すため、医師や保健師等による巡回ケアサービス（健康相談）、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活性発病等）の予防、こころのケア等の必要な支援を行います。

オ 専門の相談窓口を設置し、保健、福祉等の総合的な相談に応じます。その際、女性及び乳幼児のニーズを把握するため、相談窓口に女性を配置するなどの配慮に努めます。

カ 指定避難所でのボランティアの受入れ体制を整備するなど、ボランティア活動が効果的に運用できるようなコーディネート体制の整備を図ります。

2 福祉避難所における支援

市は、指定避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者のための避難所として、施設の安全確認や人員の確保等の準備が整い次第福祉避難所を開設し、支援を行います。

(1) 福祉避難所の確保

市は、あらかじめ施設自体の安全性が確保され、バリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用に適しており、かつ施設内において必要な生活支援が受けられる体制が整っている社会福祉施設等と事前に協定を結び福祉避難所を確保します。

第8章 風水害対策

1 市内河川の現況

市域は、北部を利根川、南東部を印旛沼、北西部を手賀沼に囲まれ、標高20～30m程の台地部と湖沼周辺の低地部から構成されています。

2 近年の風水害等

昭和57年8月、台風10号による利根川増水被害以降、市における風水害による被害は、大雨による浸水被害と土砂災害であり、被災内容は、道路損壊・家屋浸水・農業器具の破損・紛失といった物的被害が中心で、いずれの場合も車内閉じ込め以外の人的被害は発生していません。

浸水・冠水被害は低地部で、がけ崩れは台地の斜面で、それぞれ発生し、道路損壊は、路肩の崩壊が主でした。このほか、大雨による堤防の損傷・損壊・越流や強風によるビニールハウス等の損壊が発生しています。

3 水防体制

市は、地域防災計画に基づいて風水害対策に取り組むとともに、浸水等の被害が発生した場合は、災害対策本部を設置して、危険個所の警戒・巡視・被害情報の収集及び関係機関との連絡等に努めます。併せて、自主防災組織等と協力し、状況の変化に応じた避難行動要支援者の迅速な避難を支援します。

4 避難支援

(1) 避難情報の発令

ア 避難準備・高齢者等避難開始

市は、風水害が予想される地域の市民に対して、避難勧告（避難のため立ち退きを進め促すもの）・避難指示（緊急）（避難のため立ち退かせるもの）に至る前に、避難準備・高齢者等避難開始を発令します。併せて、避難行動に時間を要する人（高齢者、障がい者、乳幼児とその家族等）に対して、早めの段階で避難行動の開始を呼びかけます。

イ 避難勧告、避難指示（緊急）

市は、状況に応じて、避難先を示して避難勧告や避難指示（緊急）を発令します。

図 避難の種類及びとるべき行動

避難情報の種類	とるべき避難行動
<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>	<p>次に該当する方は、避難を開始してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方、その避難を支援する方 ・河川沿いにお住まいの方 ・土砂災害警戒区域にお住まいの方
	<p>【市役所からの呼びかけ内容の例】</p> <p>〇〇地区に対して、避難準備・高齢者等避難開始を出しました。</p> <p>避難に時間のかかる方は、避難準備を始め、避難場所へ避難を開始してください。</p>
<p>避難勧告</p>	<p>速やかに避難を開始してください。</p> <p>外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。</p>
	<p>【市役所からの呼びかけ内容の例】</p> <p>〇〇地区に対して、避難勧告を出しました。</p> <p>速やかに避難場所へ避難してください。なお、浸水により〇〇は通行できません。できるだけ、近所の方と協力し合い避難してください。</p>
<p>避難指示(緊急)</p>	<p>緊急に避難してください。</p> <p>外が危険な場合は、屋内の高いところに緊急に避難してください。</p>
	<p>【市役所からの呼びかけ内容の例】</p> <p>〇〇地区に対して、避難指示を出しました。</p> <p>直ちに避難を完了してください。十分な時間がない方は、近くの安全な建物に避難してください。なお、浸水により〇〇は通行できません。</p>

(2) 市は、災害気象情報や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の情報伝達に関しては、状況に応じて、市防災行政無線、広報車、市防災メール、市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート、SNS、FAX等を活用して当該区域の市民に周知を図ります。

(3) 避難所等

風水害時には、警戒体制又は災害対策本部で決定した避難場所を開設し、当該区域の住民に周知します。

(4) 安否確認・避難支援等

ア 市、避難支援等関係者が連携し、当該区域の実情にあった避難支援対策に取り組めます。

イ 風水害発生時の避難支援

風水害が発生又は発生するおそれがある場合の安否確認・避難支援については、警戒体制又は災害対策本部が中心となって次に掲げる業務を行います。

① 情報の伝達

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に気象情報等を提供し、警戒を呼びかけます。情報の提供にあたっては、風水害の場合は原則として電話・FAXにより連絡することとし、通信が使用できない場合は直接訪問します。

② 避難誘導

避難支援等関係者は、地域住民の協力を得ながら、避難行動要支援者を避難場所へ安全に誘導します。

避難経路の選定にあたっては、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めます。

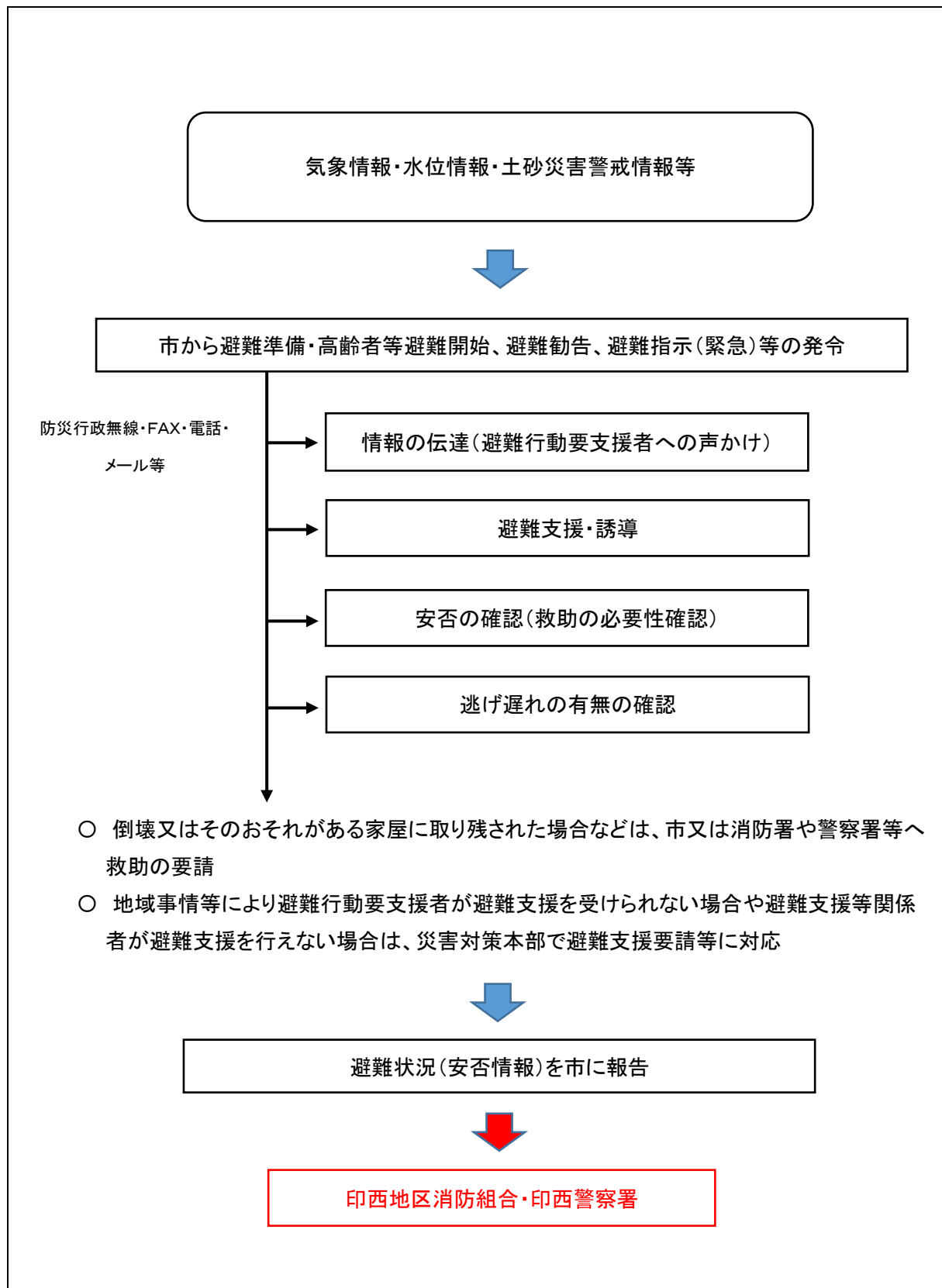
③ 名簿情報の引継ぎ

市は、避難所において名簿情報が避難後の生活支援に活用できるよう、避難所運営委員会等に適切に引き継ぎます。

④ 健康相談等

避難行動要支援者及び避難者の相談や健康チェック等を行います。

図 地域での支援の基本的な流れ【風水害の場合】



5 土砂災害における対応

平成29年7月北九州北部豪雨や平成30年7月豪雨では、河川のはん濫や浸水害、土砂災害が発生し、甚大な被害をもたらしました。

土砂災害は、大きく分けて「がけ崩れ」「地すべり」「土石流」の3種類ありますが、市の一部では、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）の危険性があります。避難情報の発令や避難行動要支援者に対する情報伝達、安否確認、避難支援等については、風水害対策に準じます。

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法に基づき、市内196箇所（うち194箇所が土砂災害特別警戒区域）が指定されています。（令和元年8月6日現在）

(2) 土砂災害警戒情報

千葉県と銚子地方気象台は、平成20年3月21日から印西市を含む千葉県内の市町村ごとに「土砂災害警戒情報」の公表を開始しました。これは、大雨により避難行動が必要な土砂災害の危険性が高まったと判断されるときに、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する防災情報です。この情報は、銚子地方気象台から千葉県を通じて市町村に伝達されるとともに報道機関等の協力を得て、市民への周知が図られます。

(3) 避難行動要支援者等への連絡

市は、土砂災害のおそれがある場合には、土砂災害警戒区域等の近辺に居住している避難行動要支援者等の連絡先に、安否確認を含めて、避難所への避難準備等を行うよう名簿作成担当各課が電話やFAX等で連絡します。

6 普及・啓発

風水害は地震と異なり、予測することが可能な場合もあります。そのため、避難行動要支援者は、予報の段階から避難等の準備を開始するなど、自分の身を守るよう早めの行動を心がけることが重要となります。

市では、風水害対策についても避難行動要支援者及びその家族、地域住民への普及・啓発を図ります。

なお、普及・啓発にあたっては、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等が発令された場合に取りべき行動について、避難行動要支援者にわかりやすく周知するよう努めます。

風水害対策及び土砂災害対策に対する普及・啓発の一環として、市は、利根川がはん濫した場合の浸水の深さの目安や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を示した洪水・土砂災害ハザードマップを作成し、市民に配布するとともに市ホームページで公開しています。

資料

1 避難行動要支援者名簿の様式例

番号	氏名	生年 月日	性別	郵便 番号	住所又は居所	電話番号 その他の連絡 先	避難支援等が必要とする事由		その他
							障害、要介護、難病 療育の種別	障害等級、要介護状態 区分、療育判定等	

2 同意を得るための様式例

平常時における名簿情報の提供については同意を得られた場合とします。

同意書

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所又は居所			
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 世帯全員が75歳以上の高齢者(ひとり暮らし含む) <input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている 要介護状態区分: <input type="checkbox"/> 手帳所持 障害名:()等級: <input type="checkbox"/> その他 【特記事項】		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

※同意をいただいた場合、避難支援等を必要とする事由を避難支援等関係者に提供します。

<p>避難行動要支援者は、避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、避難支援者(地域等)から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。</p> <p>上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるため、上記内容(氏名、生年月日、性別、住所、避難支援等を必要とする事由、連絡先等)を避難支援者等関係者に提供することに、</p> <p><input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 趣旨を十分理解したうえで、同意しません</p> <p>年 月 日</p> <p>印西市長 様</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p>
--

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者個別計画を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は、ご協力ください。

3 同意を取り下げる場合の様式例

避難行動要支援者が同意者名簿からの抹消を希望する場合は、同意者名簿登録抹消申出書を提出してもらいます。

同意者名簿登録抹消申出書	
	年 月 日
印西市長 様	
申出者	住所 _____ 氏 名 _____ 連絡先 _____
私は、避難行動要支援者同意者名簿の登録抹消を申し出ます。	

4 名簿受領書兼誓約書の様式例

避難支援等関係者に避難行動要支援者同意者名簿を提供する場合、印西市避難行動要支援者同意者名簿受領書兼誓約書を市に提出してもらいます。

名簿受領書兼誓約書	
	年 月 日
印西市長 様	
	<u>団体等名称</u> _____
名簿受領者	<u>役職名</u> _____
	<u>氏名</u> _____
	<u>住所</u> _____
	<u>電話番号</u> _____
<p>私は、避難行動要支援者同意者名簿の受領について、 <u>（団体等名称）</u> を代表し、下記の事項を確認の上、 受領しました。</p> <p>また、今後、追加登録、登録内容の変更に伴って受領する避難行動要支援者同意者名簿についても同様の扱いとします。</p>	
記	
<p>（１）名簿の利用について 名簿に記載している情報は、日頃の見守り・声かけ活動や災害発生時の支援体制づくり等、避難行動要支援者を支援する目的のみ利用することができます。</p> <p>（２）名簿の管理について 名簿は、盗難・紛失のないよう適切な管理に努めます。</p> <p>（３）名簿の複写について 名簿は、複写や複製を行いません。また、パソコンへの取り込みなどデータ化を行いません。</p> <p>（４）秘密の保持について 名簿から知り得た個人情報をみだりに他人に漏らしません。また、避難行動要支援者の避難支援等に係わる職を退いた後も同様とします。</p> <p>（５）名簿の返却について 名簿を返却するよう市から求めがあったときは、速やかに返却します。</p>	

【裏面】

居住建物の構造 (木造、鉄骨造、築〇年)		
【特記事項】 (普段いる部屋、寝室の位置、 不在時の目印、避難済みの目印)		
避難支援者情報	フリガナ 氏名・団体名	
	住 所	
	連絡先	電話番号 携帯番号 メールアドレス その他
避難支援者情報	フリガナ 氏名・団体名	
	住 所	
	連絡先	電話番号 携帯番号 メールアドレス その他
避難場所・避難経路・注意事項等		
(This area is intentionally left blank for user input.)		

上記情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、市に提出することを了承します。

年 月 日

氏 名 _____

6 指定避難所

住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失ったものまたは居住が困難な被災者のうち、避難を必要とする者を一時収容し、保護するための場所である。学校等を指定する。

No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号	震 災	風 水 害
1	木下小学校	木下 1502 番地	42-2607	○	○
2	小林小学校	小林 2448 番地2	42-4311	○	○
3	大森小学校	大森 3350 番地	42-2089	○	
4	船穂小学校	船尾 1292 番地	46-0023	○	○
5	旧永治小学校	浦部 557 番地	42-2347	○	○
6	木刈小学校	木刈二丁目6番地	46-1755	○	○
7	内野小学校	内野一丁目1番地	46-1781	○	○
8	原山小学校	原山三丁目4番地	46-1701	○	○
9	小林北小学校	小林北五丁目1番地5	97-1100	○	
10	小倉台小学校	小倉台二丁目3番地	46-5711	○	○
11	高花小学校	高花二丁目4番地	46-6211	○	○
12	西の原小学校	西の原二丁目7番地	45-0150	○	○
13	原小学校	原三丁目5番地	45-8611	○	○
14	印西中学校	大森 2244 番地	42-3151	○	○
15	船穂中学校	高花一丁目3番地	46-0021	○	○
16	木刈中学校	木刈二丁目1番地	46-1751	○	○
17	小林中学校	小林大門下一丁目4番地1	97-3100	○	○
18	原山中学校	原山一丁目2番地	46-6911	○	○
19	西の原中学校	西の原一丁目3番地	45-0160	○	○
20	そうふけふれあいの里	草深 924 番地	47-4700	○	○
21	平岡自然公園	平岡 1554 番地	42-1008	○	○
22	六合小学校	瀬戸 1580 番地	98-0006	○	○
23	旧宗像小学校	岩戸 1680 番地	99-0007	○	○
24	平賀小学校	平賀 1161 番地2	98-1151	○	○
25	いには野小学校	若萩三丁目9番地	98-2080	○	○
26	印旛中学校	舞姫二丁目1番地1	98-0711	○	○
27	本埜小学校	中根 1281 番地2	97-0035	○	○
28	旧本埜第二小学校	笠神 1745 番地	97-0036	○	
29	滝野小学校	滝野五丁目1番地	97-1977	○	○
30	本埜中学校	笠神 250 番地	97-0009	○	○
31	滝野中学校	滝野五丁目2番地	97-1988	○	○
32	牧の原小学校	牧の原三丁目1番地1	29-5560	○	○

7 特別避難所（指定緊急避難場所・指定避難所）

特別避難所は、以下に掲げる目的等のため、市長が必要と認めた場合に開設する。

- (1) 福祉避難所として、要配慮者に対する特別な配慮をするため
- (2) 土砂災害警戒区域付近の市民が一時避難するため

No.	名 称	所 在 地	電 話 番 号	震 災	風 水 害	土 砂 災 害
1	総合福祉センター	竹袋 614 番地9	42-0144	○		
2	中央公民館	大森 3934 番地1	42-2911	○		
3	中央駅前地域交流館	中央南一丁目2番地	46-5111	○	○	
4	小林公民館	小林北五丁目1番地6	97-0003	○		
5	そうふけ公民館	原三丁目4番地	45-3800	○	○	
6	中央駅北コミュニティセンター(フレンドリープラザ)	木刈四丁目3番地1	46-8611	○	○	
7	中央駅南コミュニティセンター(サザンプラザ)	原山三丁目3番地	45-0611	○	○	
8	永治コミュニティセンター	浦部 411 番地3	42-1101	○	○	
9	船穂コミュニティセンター	船尾 786 番地1	48-5311	○	○	
10	ふれあいセンターいんば	美瀬一丁目 25 番地	98-1111	○	○	○
11	本埜公民館	中根 1375 番地	97-2011	○	○	○
12	宮内青年館	浦部 1430 番地3				○
13	和泉会館	和泉 885 番地1				○
14	松崎中央会館	松崎 396 番地				○
15	小林小学校	小林 2448 番地2	42-4311			○
16	宗像小学校	岩戸 1680 番地	99-0007			○
17	船穂小学校	船尾 1292 番地	46-0023			○
18	大森ふれあい会館	大森 2646 番地 8				○
19	平賀地区構造改善センター	平賀 928 番地				○

8 市が指定する一時避難場所（指定緊急避難場所）

災害時の危険を回避するため、市は一時的に避難する避難場所として近隣公園以上の規模を有する公園を一時避難場所として指定する。

また、町内会・自治会等や自主防災組織は、地区の身近な公園や空地を一時避難場所としてあらかじめ定めるものとする。

No.	公園名	種別	所在	所在地	面積(ha)	供用開始
1	松山下公園	総合	浦部	浦部275番地	14.06	S63.4.1
2	本笠スポーツプラザ	運動	中根	中根1362番地2他	5.71	H4.8.23
3	印旛中央公園	地区	瀬戸	瀬戸1504番地1他	4.12	S56.4.1
4	印旛西部公園	地区	岩戸	岩戸2869番地他	5.40	H9.3.31
5	松虫姫公園	地区	舞姫	舞姫三丁目2号1番地他	7.46	H17.4.3
6	牧の原公園	地区	牧の原	牧の原五丁目1613番地1他	5.76	H11.3.31
7	泉公園	地区	泉野	泉野三丁目102番地	2.42	H25.4.1
8	浅間山公園	近隣	小林	小林浅間三丁目1番地10	2.00	S58.4.1
9	高花公園	近隣	高花	高花五丁目4番地	2.20	S61.3.31
10	多々羅田公園	近隣	内野	内野一丁目10番地1	2.48	S63.3.31
11	浦幡新田公園	近隣	木刈	浦幡新田283番地1	2.25	H5.2.15
12	西の原公園	近隣	西の原	西の原一丁目4番地	2.00	H8.6.3
13	草深公園	近隣	原	原二丁目4番地	2.00	H10.3.31
14	大塚前公園	近隣	小倉台	小倉台一丁目385番地他	2.05	H14.8.1
15	木下万葉公園	近隣	木下	木下字平台1944番地他	2.72	H17.11.21
16	松崎台公園	近隣	松崎台	松崎台一丁目23番地	2.42	H20.5.1
17	萩原公園	近隣	若萩	若萩四丁目1番地	2.16	H17.4.3
18	滝野公園	近隣	滝野	滝野四丁目2番地1	2.50	H10.4.1
19	東の原公園	近隣	東の原	東の原三丁目	2.10	H26.4.4
20	別所谷津公園	近隣	牧の原	牧の原三丁目2番地	2.70	H27.4.1

9 災害対策基本法(抜粋)

第三節 避難行動要支援者名簿の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて

本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

